

社会教育課と中央公民館の業務を統合 (社会教育課を中央公民館に移設)

機能な組織づくりと
地区公民館の支援強化

社会教育課と中央公民館の業務は共通性があり、協力関係にあることから整理統合し、社会教育課を中央公民館に移設。社会教育課職員が中央公民館職員を兼務します。

また、4月から地区公民館の管理運営を各地区の団体の皆さんにお願いする予定であることに伴い、地区公民館の支援体制を強化するため、社会教育課内に「地域支援係」を新設します。

事務連絡所の廃止と地区公民館機能の見直し

平成17年3月31日をもって、越河・斎川・大鷹沢・白川・小原の各地区公民館に併設していた事務連絡所を廃止し、地区郵便局に各種証明書交付事務を委託します。

さらに大平・福岡・深谷公民館を加えたすべての地区公民館に「指定管理者制度」を導入し、地域の個性と資源を生かした独創性のある地域づくりの拠点として、地区の団体が指定管理者として管理運営を行う予定です。

農林課の再編 (農林振興センター)

農政係と畜産係を統合し、多様な対応を図ります。また、農道・林道の維持管理業務を建設課に移管します。

白石市の組織機構図(平成17年4月1日再編予定)

市長	助役	総務部	行政改革推進室	財政課	企画情報課	生涯学習課	工事検査室	税務課
		民生部	健康推進課	長寿課	市民課	子ども家庭課	福祉事務所	
		産業部	建設部					
		農林課	商工観光課	建設課	都市整備課			
		収入役	会計課					
		水道事業所						
		議会	議会事務局					
		教育委員会	管理課	学校教育課	社会教育課			
		選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
		監査委員	監査委員事務局					
		農業委員会	農業委員会事務局					

新設や統合など、再編する部・課

4月から 地区公民館など32施設の管理運営に「指定管理者制度」を導入予定です

市では条例改正を行いながら、「管理委託制度」で従来から委託済みの17施設に加え、新たに地区公民館など15施設を加えた32施設の管理運営に4月から「指定管理者制度」を導入することを決定し、2月14日から開催されている市議会に関連議案を提出しています。当面は、地域の活性化を図る目的から、指定管理者は現在受託している団体を指定することを基本としながら、順次公募による指定を推進していきます。



▲4月から地区公民館全8カ所は、指定管理者制度の導入に伴い、地区の団体が管理運営する予定です(写真は福岡公民館)。

指定管理者制度とは

平成15年9月に地方自治法が改正され、「公の施設(スポーツ施設、公園、文化施設、福祉施設など、住民の皆さんの福祉を増進する目的で大勢の皆さんに利用していただくために設置された施設)」の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行され、従来委託先が公共的団体などに限定されていた施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能になりました。

指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的としています。

平成17年4月から指定管理者制度を導入する予定の市の施設32カ所

施設名	施設名
越河公民館	白川公民館
斎川公民館	福岡公民館
大平公民館	深谷公民館
大鷹沢公民館	小原公民館
精神障害者小規模通所授産施設ボプラ	
武家屋敷(旧小関家)	
白石城	
白石城歴史探訪ミュージアム	
文化体育活動センター(ホワイトキューブ)	
スパッシュランドしろいし	
いきいきプラザ	
鷹巣地区コミュニティセンター	
城東コミュニティセンター	
奥州街道ふれあいの館	
老人福祉センター	
デイサービスセンターぶな	
福祉プラザやまぶき	
福祉作業所やまぶき園	
みやぎ蔵王白石スキー場	
南蔵王休憩所	
弥治郎こけし村	
商家資料館	
かつらの湯	
すまいる広場	
白石駅東口駐車場	
銚子ヶ森駐車場	
越河駅前駐車場	
白石駅東口自転車駐車場	

※着色した施設が新規に管理運営を委託する施設



▲小原郵便局

4月1日から 地区郵便局の窓口で 各種証明書を交付します

市では、各事務連絡所の廃止に伴い、これまで各地区の事務連絡所で取り扱ってきた、住民票や印鑑証明書、戸籍謄抄本などの発行業務を、4月1日から各地区の郵便局に委託することになりました。郵便局での業務は法律上の制限のため、これまでの事務連絡所での取り扱いと若干異なり、取り扱いできないものもあります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

郵便局窓口に来た人	交付申請できる証明書
本人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○住民票謄抄本 ○戸籍・除籍の謄抄本 ○戸籍の附票 ○印鑑証明書 (必ず印鑑登録証を持参ください) ○外国人登録証明書 (必ず外国人登録証を持参ください)
代理人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○代理人と同一世帯の方の住民票謄抄本 ○代理人と同一戸籍の方の戸籍・除籍の謄抄本 ○代理人と同一戸籍の方の戸籍の附票

●交付できる証明書
基本的には、来局者本人に係る証明書のみ交付申請できます。代理人の場合は、「同一世帯の方の住民票」および「同一戸籍の方の戸籍証明」のみ交付申請できます。

●主な証明書の手数料
[市民課 市サービスセンターと同料金]
・住民票謄抄本 200円
(謄本は一枚増すごとに50円増し)
・戸籍謄抄本 450円
・除籍謄抄本 750円
・印鑑証明書 200円
・外国人登録証明書 200円

●留意事項
交付申請の際は、来局者の本人確認が必要ですので、運転免許証・パスポート・住基カード、外国人登録証、保険証など、官公署発行の身分を証明する書面の提示をお願いします。

●交付や証明できないもの
・身分証明書
・申請者持ち込み書面(年金の現況届など)

●郵便局での各種証明書交付に関する問い合わせ
市民課(市庁舎1階)
☎22-13312

以上、4月から実施予定の組織・機構の再編などについてお知らせしましたが、市庁舎などにお越しの際、「どこに行けばよいか分からない」、「どの課の仕事が分からない」ときなどは、市庁舎1階総合窓口や市職員(写真入りの名札をしています)にお気軽に声がけください。



▲市庁舎1階市民課総合窓口

組織機構の再編に伴い、社会教育課は3月22日(月)から中央公民館(☎26-2453【代表】)で業務を開始します。社会教育課以外の部課も3月中旬から移動作業を開始しますが、市民の皆さんに極力ご迷惑をおかけしないよう努めますので、ご理解とご協力をお願いします。新しく設置する課など、電話番号の変更は4月号の広報でお知らせします。

第三次行政改革
に関する問い合わせ
行政改革推進室
(市庁舎3階)
☎22-1561